

## 解散厚年基金の分割納付特例に係る利率について(平成27年度)

対象	DB	厚年基金	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

※ご参考に厚年基金以外のお客様にも送信しています。

### ポイント

平成27年度（H27.4.1～H28.3.31）に分割納付特例を適用して解散する厚年基金（自主解散型および清算型）および清算未了特定基金型納付計画を承認された基金について、分割納付する額に係る利率が公表※されましたのでご案内します。

分割納付に係る利率 **0.37%**

※ 平成27年4月30日厚生労働省告示  
第261号(自主解散型加算金利率、平成26年厚生労働省告示第210号の一部改正)、  
同262号(清算型加算金利率、平成26年厚生労働省告示第211号の一部改正)、  
同263号(清算未了特定基金型加算金利率、平成26年厚生労働省告示第212号の一部改正)

### 分割納付に係る利率

- ✓ 上記の利率は、以下①②のいずれか低い率を基準に設定されます。
- ①毎年4月の10年国債応募者利回り（平成27年度は0.369%）
  - ②前年度の10年国債応募者利回りの平均（平成27年度は0.490%）

## 解散認可等の年度に応じた利率

- ✓ 分割納付に係る利率は、解散認可または清算未了特定基金型納付計画の承認(以下、「解散認可等」)の年度に応じて、以下の通り定められます。

(分割納付期間にわたり、固定)

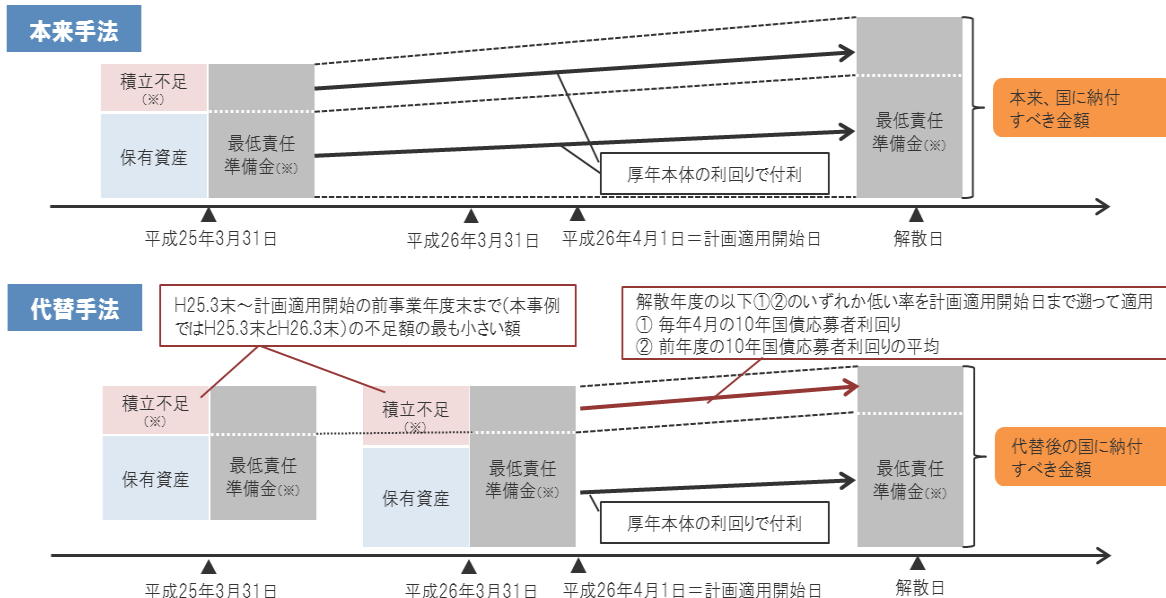
解散認可等の年度	26年度	27年度
分割納付に係る利率	0.63%	0.37%

## (ご参考)解散計画提出時の特例的取扱い

- ✓ 解散計画を提出した代行割れ基金が分割納付特例を承認された場合、解散時に国に納付する最低責任準備金相当額のうち「解散計画適用開始日における不足相当額」に対する付利率を、解散計画適用開始日に遡って上記の利率とすることができます。(代替手法)

(例)平成26年4月1日適用開始の解散計画を提出した場合

(注)納付額特例を使用する先は使用不可



(※) 解散時の最低責任準備金の算定方法に基づく債務額および積立不足額で算定する必要あり

以上